

佐野日本大学短期大学 グレードポイントアベレージ運用内規

(平成 22 年 5 月 26 日制定)

(目 的)

第 1 条 この規程は、佐野日本大学短期大学（以下「本学」という。）における成績評定平均値（グレードポイントアベレージ。以下「GPA」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規程において「GPA」とは、各授業科目の 5 段階の成績評価に対応して 4～0 の評点（グレードポイント。以下「GP」という。）を付与して算出する 1 単位当たりの評定平均値をいう。

(対象授業科目)

第 3 条 GPA の算出の対象授業科目は、5 段階評価を受けた授業科目とする。ただし、本学以外で修得した授業科目又は入学前に修得した授業科目は、GPA の算出の対象授業科目としない。

2. 成績評価に関しては、以下のとおりとする。

| 採 点 | | 判 定 | 評 価 |
|----------------|-------------------------|---------|-----|
| 素 点 | 評 価 内 容 | | |
| 100 点以下 90 点以上 | 特に優れた成績を示したもの | 合 格 | S |
| 90 点未満 80 点以上 | 優れた成績を示したもの | | A |
| 80 点未満 70 点以上 | 妥当と認められるもの | | B |
| 70 点未満 60 点以上 | 合格と認められる成績を示したもの | | C |
| 60 点未満 | 合格と認めるに足る成績を示さなかったもの | 不 合 格 | D |
| 素点評価該当なし | 欠席等、履修登録をしたが成績を示さなかったもの | 判 定 不 可 | E |

(配 点)

第 4 条 評価された成績の段階ごとに、次の表に掲げる GP を配点する。

| 評価 | グレードポイント |
|----|----------|
| S | 4 |
| A | 3 |
| B | 2 |
| C | 1 |
| D | 0 |
| E | 0 |

2. GPA の評価値は、グレードポイントと修得単位数を用いて、次式から計算して求めることとする。

$$\text{GPA} = \frac{\text{Sの修得単位数} \times 4 + \text{Aの修得単位数} \times 3 + \text{Bの修得単位数} \times 2 + \text{Cの修得単位数}}{\text{総履修単位数 (D、Eの単位数も含む)}}$$

(GPAの種類)

第5条 GPAは、次の各号に区分し計算する。

- ①学生毎GPA
- ②学期毎GPA
- ③通算GPA
- ④授業科目毎GPA
- ⑤専攻分野・系等毎GPA
- ⑥学科GPA

(成績が確定していない科目の取扱い)

第6条 成績の保留又は追試験等によってGPA算出期日までに成績が確定していない科目については、計算上は履修していないものとして扱う。

2 教員は、GPA算出期日までに成績を確定させるよう努めるものとする。

(不正行為により無効とされた成績の取扱い等)

第7条 不正行為により無効とされた成績はEとして扱い、当該科目以降の試験受験を認めない。

(GPAの通知・指導計画)

第8条 GPAの学生への通知は、学業成績通知の際に行うことができる。

2. GPAの教員への通知は学務課から行い、電子データにて提供する。
3. 教員は、GPAに基づく学習指導（キャリアデザイン）の計画を策定し、学生の指導を行うものとする。

(GPAデータの提供)

第9条 本学の組織が教育活動の改善のために行う調査研究に必要なGPAのデータは、教授会の承認を得て、当該組織に提供することができる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。